

一組総支部通信

一組総支部 事務局
 一組本庁支部内
 fax6238-0504
 tel6238-0502
 e-mail
 seisou-ichkumi@w7.dion.ne.jp
 一組総支部 執行委員長 岩田正隆
 副委員長 教宣担当 山下秀男
 編集 教宣部長 福田雄一

何かと 役立つ 組合員の ための事業

中央 労働金庫 全労済 東京都本部 セレモア つくば 詳細は 支部役員へ

廃プラスチックの焼却は、実証確認と適切な対応で

廃プラスチックの焼却は、実証確認と適切な対応で

平成十八年八月十一日
 (金) 十六時三十分より
 区政会館十四階

出席者
 一組側 速水参事(企画室長事務取扱)
 組合側 細谷副委員長・山下副委員長・箱田書記長・内山書記次長 中里会計・金子執行委員・小林執行委員

当局側：七月十九日に受けた「廃プラスチックのサーマルリサイクルに関する説明要求」に対する回答をいたします。

当局側：頂いた質問項目には、私ども清掃一組の所管外の事項や、皆さん方の主張と居られる事項等も含まれておりますが、職員の不安や疑問を払拭するため、可能な限り答えるようにいたしました。

では、皆さん方からの質問にお答えいたします。聞き取りください。

《回答の主旨説明》
 私からは以上です。

組合側：ただいま、廃プラスチックのサーマルリサイクルに関する説明要求に対する回答をお聞きしました。ただいまの回答を基に討議いたします。共に清掃事業に携わる者として知恵を出し合い、より良いものとして行きたいと思っております。

今後、検討するなかで不明な点等があれば改めて協議を申し入れますので、よろしくお願ひします。

説明要求内容と 当局回答Q&A

Q、区長会の決定は今回のサーマルリサイクルを決めるにあたり、その第一に循環的利用施策の拡充として、「循環型社会形成推進法」をあげ、①発生抑制、②再利用、③再生利用(マテリアル、ケミカル)、④熱回収、⑤適正処分の順で実施することを基本としているとし、可能な限り廃プラスチックの発生抑制から再生利用までの各種施策の充実を図る必要があるとしてい

る。
 A、二十三区の所管事項です。一組は回答する立場にはありません。

Q また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においても発生抑制、次に再生利用、そして熱回収とされています。各区の発生抑制、再生利用等の施策の進捗状況についてはどうなっているのかお聞きしたい。

法の趣旨から言って優先度の高い発生抑制から再生利用までの施策について、まず全区で統一対応すべきです。サーマルリサイクルの手段はその後の対応なのでそれこそ各区事項でよいことがらです。優先度の一番低いサーマルリサイクルをいきなり、区長会統一対応で決めたことは、循環型社会形成からすると議論が逆転しています。このことは後に大きな社会問題となるでしょうし、資源循環型社会の形成の方向から、使い捨て社会への後戻りを助長すると考えますが、見解を伺いたい。

一組当局へ予算要求を行う

8月31日、一組総支部執行部、支部委員会は19年度の予算要求について、一組当局要請を実施した。最初に、武藤賃金部長から一組総支部統一要求の読み上げ、次に杉並工場支部から、特殊勤務手当で廃止の提案に対する反対表明。豊島工場支部から工場のアウトソーシング反対と早期新規人員要求。港工場支部から、新会社設立反対表明。練馬工場支部から委託工場の問題点と改善要求を訴えた。詳細は特集号でお知らせします。



Q、区長会ではサーマルリサイクルの前提となる再生利用の拡充を図るにあたって、圧縮梱包施設の確保について各区の責任において行うとしています。このことについて施設整備を計画している区について、知見があればお聞きしたい。また一部を使用したいとする

A、二十三区の所管事項です。一組は回答する立場にはありません。

廃プラスチックのサーマルリサイクルに関わる再要求

問題点を大別しますと三点あります。一点目は「23区の所管事項です」と回答した問題です。二点目は事業系継続持ち込みごみの受け入れ基準の問題です。三点目は清掃工場の焼却事業適正化の問題です。これら三点の優先度についてどのように考えていますか。私たちは一点目、二点目の進捗状況や23区の統一対応及び解決、住民合意が優先されなければならないと考えています。

- 「23区の所管事項です。一組は回答する立場にはありません」は、23区との関係等に用いる方便であり無回答の表明であります。私たちは一組としての考えや姿勢、観点及び労使協議内容を要求しています。共に遵守しなければならない「循環型社会形成推進法」の行政責任として真摯な再回答を求めます。
- 事業系継続ごみ基準問題は大きなトラブルが想定されます。当分の間なのか本格実施に導入予定があるのかどうか回答を求めます。「照合調査や業者指導の適正な実施」の責任所在はどこになりますか。可燃ごみへの混入割合に継続ごみ受入実施がなされた場合の試算はされていますか。既に搬入量の約4割、工場によっては6割以上が継続ごみです。排出への事業者宣伝及びトラブル等は考えていますか。「10%の数値は資源化の拡充を見込んでいる」回答ですが、「13%前後」になる確率をどの程度見込んでいますか。この試算値以上の最大数値は全く想定していませんか。「設計最高発熱量に迫る工場」は何工場ですか。「ごみ質の変化に合わせた適切な運転条件」とは何か具体的に回答して下さい。「腐食やクリン力発生」の検証方法はどのように考えていますか。「必要な経費への対応」とは既に予算計上されていますか。排出基準値を超える恐れとへの回答では「適切な措置」になっています。当然法令や、ISO及び自主基準値等の遵守になりますか。以上。

Q、二〇〇六年五月の衆議院環境委員会の中で環境大臣が「東京では何か一世紀前の話みたいでプラスチック製の容器包装の分別収集そのものが行われていない。全体の市町村の六割で実施されているが、東京では行われていないのが現実です。」と発言しています。

今後望ましい一般廃棄物の分別収集のガイドラインを十八年度中に各市町村に周知すると国は答えています。従ってその動向を見てからサーマルリサイクルに取り組んでも遅くはないと思います。どうでしょうか。

A、二十三区の所管事項です。一組は回答する立場にはありません。

Q、清掃工場や清掃事務所、はたして住民の理解と協力をどのよう求めていますか。

A、清掃一組では、一廃計

この他に数多くの説明要求をしています。紙面の都合で特集号にて明記します。

住民に対しては、廃プラスチックに関心する情報発信としてHPだけではなく、運営協議会での説明や工場だより、また、工場と連携して区が開催する住民説明会に参加し説明を行うなどにより、住民の理解促進を図っております。

行動予定と取り組み

- 予定変更あり
- 9月1日 一組総支部常任執行委員会
 - 7日 一組総支部執行委員会
 - 14日 一組総支部執行委員会
 - 20日 団体交渉
 - 22日 一組総支部執行委員会 各支部参加の要請行動
 - 26日 一組総支部常任執行委員会
 - 27日 一組総支部支部委員会

今後の課題
 予算人員、組合帰属問題、配置定数、廃プラ焼却、新会社設立問題
 定数等、工場実態調査対応、委託検討委員会、特勤手当、互助活動、文庫部活動
 週休日出勤について各説明要求書作成
 早期に総支部予算要求の確立を退職予定者把握

特殊勤務手当を廃止！

特殊勤務手当の見直しに対する声明

本日、清掃一組は特殊勤務手当について見直しの提案を行ってきた。その内容は、変則勤務手当について、「(1) 土曜日・日曜日勤務手当(3) 年末年始勤務手当」を廃止する。というものである。

また、施行予定日は、平成十九年一月一日、交渉期限については「平成十八年九月三十日」とされている。

しかし、変則勤務手当廃止の理由について当局は、行政の土日の窓口業務と民間のサービス業とを混同し、あたかも社会全体の流れであるかのごとく吹聴している。だが、清掃工場のように、

に、三六五日二十四時間連続作業し、土曜、日曜についても関係なく、全く平日と同じように作業している職種は圧倒的に少ない。作業の実態から言っても、土日に、権利でもある年休を取得しようとしても、ほとんど取れないのが現実となっており、家族との団らんなどを大きく阻害しているのが実態である。

区の業務ではこのような作業形態のところは皆無である。プラントメーカーや同業関連業種の民間企業においても土曜、日曜を休みとしておられるところが圧倒的多数である。

然るに、東京都や他区、他自治体の状況を並べ立て、これら手当を廃止すること、は、清掃一組が職務の内実を無視し、使用者としての主体性を放棄しているに過ぎない。

また、「炉運転業務等従事手当(日額二五〇円)」については、「清掃関連業務従事手当(日額一〇〇〇円または七〇〇円)の支給対象業務との重複を上げている。

しかし、清掃関連業務従事手当は、区長会と東京清掃労働組合本部による統一交渉の場で、調整額の変わりに措置されたものであり、炉運転業務等従事手当は、収集・運搬・処理・処分部門で危険、不快、困難性を理由として措置されたものである。従って、これらの手当の性格は全く違った種類のものであり、「炉運転業務等従事手当」と「清掃関連業務従事手当」が設置されてきた経過を踏まえ、さらには区移管時に我々に示した「身分移管に際し処遇総体の水準低下を招かないという約束を再

度呼び起こし、清掃一組当局はこれらの手当を堅持するべきである。

そして、むしろ、炉運転業務等従事手当については、昨年、作業環境測定でダクトシン類の管理濃度レベル一以上が九施設にわたったことに鑑み、大幅に値上げをするべきものである。

施行予定日および交渉期限については、給与の改定については労働条件に関わり最も尊重される交渉事項である。然るにその日程について我が組合に対し一方的に押し付ける当局の態度は許せないものであり、断固撤回を求めるものである。今後の交渉については、当局の態度を改めさせるべく取り組みを、組合員全員で強化していくものとする。

我々、東京清掃労働組合一組総支部は今回の清掃一組の特勤手当改悪提案について、撤回を求め、闘うものである。

特殊勤務手当の改正について(提案)

平成18年8月25日
清掃一部事務組合 総務部職員課

下記のとおり、特殊勤務手当の改正を提案する。

I 改正案(手当名は略称)

1 変則勤務手当

- ① 「(1) 土曜日・日曜日勤務手当」を廃止する。
- ② 「(3) 年末年始勤務手当」を廃止する。

2 清掃業務手当

- ① 「(1) 清掃関連業務従事者手当、ウ、炉運転業務等従事手当」を廃止する。

II 施行予定日

平成19年1月1日

III その他

交渉期限は、平成18年9月30日とする。

特殊勤務手当を廃止案の撤回を求める署名をお願いします。

廃止案は、一組派遣職員も含まれます。再任用、再雇用職員の皆さんもお願いします。家族も記入してください。全員の取り組みで、廃止案を撤回させよう！
20日まで

人事考課制度(試行)に係る「自己採点」及び「異動申告」の実施について

平成18年9月15日(金) 17時より
当局 尾崎職員課長・松本労務担当課長
総支部 岡沢副委員長・箱田総支部書記長・内山総支部書記次長
武藤賃金部長・青木賃金部長

当局側：7月12日の交渉において、人事考課制度の試行については、制度の概要・スケジュール及び、自己申告制度の目標管理(目標・成果シート)に関しては了承をいただきました。

本日は、その際に後日協議とした自己申告制度の「自己採点」及び「異動申告」についての協議をお願いするものです。

実施についての基本的考え方を実施要領及び自己採点シート・異動申告シートとしてまとめました。協議資料として添付しましたので、制度の概要を資料に沿って説明します。(資料は後に明記します)

昨年までの制度との主な変更点をまとめますと、自己採点は①区派遣職員も調査対象とすること。②自己採点の評価区分を「5段階」から「4段階」としたことです。

また、異動申告の変更点は①家族状況欄を設けたこと。②異動希望の選択肢を、4項目から3項目とし、「1~2年後に異動を希望する」を削除したこと。③技能系職員に「所属における主な担当業務」「今後、希望する職務」の記述欄を設けたこと。以上となります。

なお、業績評価制度に係る本人開示制度・苦情相談制度等については、検討状況に合わせて改めて協議することを申し添えます。

組合側：試行中の人事考課制度の自己申告に係る自己採点と異動申告の説明を受けました。この問題は試行とは言え職員にとっては重大な問題です。今後の機関討議のなかで様々な疑問や要望等が出されるものと考えます。

今後、解明及び改善要求を行うこととなりますので、誠意を持って協議に応ずることを条件に、本日は持ち帰り組織内の討議に付すことといたします。

当局側：19年度に向けた人事異動作業等の関係上、10月上旬には各調査・申告を実施したいと考えます。今月中には協議が終えられるよう協力をお願いします。

組合側：近日中に清掃工場のアウトソーシングに関する提案を行うと聞いています。先日は特殊勤務手当の見直しが提案されました。

私どもにとっては厳しい闘いであり、スケジュール的にも大変厳しいものがありますが、出来るだけ協力はしたいと思っております。

くみこちゃん 福田ゆーいち



「アルカリ食品は体にいいって本当?」
「梅酒やワインはアルカリ飲料だから体にいい」「肉や卵料理は体を酸性体質にするから避けたほうがいい」最近このようなアルカリ食品信仰がブームを呼んでいます。これまでビールやウイスキーを飲んでいた人も、ワインならアルカリ飲料だから、いくら飲んでいいんだとばかりに、毎日せっせと健康のためにワインをがぶ飲みする人もいます。でも、本当にアルカリ性食品を食べていいのでしょうか? 結論を急ぐ前に、食品が酸性かアルカリ性かはどのようにして決められるかを説明しましょう。食品の酸性、アルカリ性は、その食品を燃焼し、その後に残った灰のpHを調べることによって決めます。

pHとは溶液中の水素イオンの濃度を示す指数のことです。pH7.0が中性で、それより高ければアルカリ性、低ければ酸性になります。このアルカリ性か酸性かの判定は燃やした食品の残りかす(灰)で決めるのですから、私たちの体にとつては全く意味のないことだといえます。なぜならば、私たちは決して灰になった状態で食物を口にしているわけではありませぬし、胃の中で消化するにしても燃焼させるような状態にはなりません。私たちの体の体液(血液も含めて)は、腎臓の働きによつて常にpH7.35~7.45程度の弱アルカリ性に保たれています。これがもし、酸性食品を食べたからといってpHが0.2程度でも酸性に傾けば、私たちの生命はたちどころに危険にさらされます。こんなことは現実にはありえないことです。したがって、酸性体質になれば云々も、気にする必要はないのです。要は、アルカリ性食品、酸性食品の一方に片寄らず、バランスのとれた食事をするようなのです。